

# 輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託にかかる公募型プロポーザルの実施について

令和8年 1月 30日  
石川県土木部長

公募型プロポーザルの詳細は、以下のとおりとする。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託

### (2) 業務内容

輪島塗若手人材養成施設整備に伴う基本設計を行う。

### (3) 履行期限

令和9年1月29日

### (4) 担当部局

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎16階）

石川県土木部営繕課

電話：076-225-1781

FAX：076-225-1784

E-mail：e252000@pref.ishikawa.lg.jp（添付ファイルは最大8MB程度まで受信可能）

電話及び口頭による質問は受け付けない。

## 2 スケジュール

令和8年 1月30日（金）：公示

〃 : 説明書の交付（令和8年2月10日（火）まで）

令和8年 2月10日（火）：参加表明書の提出期限

令和8年 2月16日（月）：参加資格の確認結果通知及び技術提案書の提出要請

令和8年 3月16日（月）：技術提案書の提出期限

令和8年 2月下旬 : プrezentation日程の通知

令和8年 3月下旬 : プrezentationの実施及び設計候補者の選定

令和8年 4月上旬 : 設計候補者と契約

## 3 参加資格

### (1) 参加者の資格要件

参加表明書を提出できる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- ① 参加者は、「主たる営業所を石川県内に置く設計事務所」、又は「構成員のうち1者以上主たる営業所を石川県内に置く者を含み、その他の構成員においては営業所を石川県内に置く者により結成された設計共同企業体（以下「設計JV」という）」であること。
- ② 設計JVとする場合の要件
  - ア. 構成員数は2者とする。
    - イ. 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所又は設計JVの構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。
    - ウ. 各構成員の出資比率は20%以上とする。
  - ③ 協力事務所（参加者と同一組織ではない、専門分野における技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する他の設計事務所又は設計JVの構成員を兼ねていないこと。

- ④ 参加者（設計JVの場合は代表者）は、元請（設計JVにあっては代表者としての実績に限る。）として、平成22年4月1日以降に石川県内を建設地とし、木造で、新築、増築又は改築（改修を除く）する部分の床面積が500m<sup>2</sup>以上の建築設計業務を完了した実績を有すること。
- ⑤ 参加者（設計JVの場合は代表者）は、一級建築士の資格を有し、かつ、平成22年4月1日以後に国内において、国又は地方公共団体が発注した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新築、増築又は改築（改修を除く）する建築物（竣工したものに限る）の建築設計業務の実績を有する技術者を総括責任者として配置できること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づき、契約の日までに入札参加資格の確認を受けた者であること。
- ⑧ 6（1）の参加表明書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑨ 6（3）の技術提案書の提出期限において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑪ 役員（役員として登記または届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

## （2）参加不適格者

次の者は参加できない。

- ① （1）の参加者の資格要件を満たさない者
- ② 輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

審査委員会は、次の7名で構成する。

畠 本 秀 一 （一般財団法人石川県建築住宅センター代表理事）  
小 森 邦 衛 （輪島漆芸技術研修所長）  
坂 本 英 之 （金沢美術工芸大学名誉教授）  
日 南 尚 之 （輪島漆器商工業協同組合理事長）  
永 井 一 成 （輪島市産業部長）  
坂 野 信 吾 （石川県商工労働部参事兼次長）  
三 谷 浩二郎 （石川県土木部次長）

## 4 審査及び選定

### （1）審査方法

審査委員会を設置し、各技術提案書について、書類審査及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施し、設計候補者を選定する。

### （2）プレゼンテーションの実施

- ① 提案内容についてプレゼンテーションを行う。
- ② 参加者は計3名以内とし、受注した場合に配置する総括責任者は、必ずプレゼンテーションに出席すること。その他の参加者は、意匠・構造等を担当する主任技術者のか、建築士事務所

の代表者、管理建築士、その他当該業務の担当者とする。

③ 実施日時や場所については、追って通知する。

(3) 評価基準

- ① 提案の的確性、独創性及び実現性
- ② 業務実績
- ③ 業務実施体制 等

(4) 審査結果

審査結果は、審査終了後 2 週間以内に書面により通知する。

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 8 日（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により行う。

## 5 交付資料等

(1) 交付資料

① プロポーザル説明書（本書）

② 技術提案書等作成要領

ア 参加表明書

- ・参加表明書 (様式 A 1-1)
- ・誓約書 (様式 A 1-2、様式 A 1-3) (設計 JV の場合のみ)
- ・業務の実施体制 (様式 A 2-1)
- ・協力事務所の名称等 (様式 A 2-2) (協力事務所を利用する場合のみ)
- ・設計共同企業体協定書（参考様式） (様式 A 3) (設計 JV の場合のみ)

イ 技術提案書

- ・技術提案書提出書 (様式 B 1)
- ・総括責任者・主任技術者の実績 (様式 B 2)
- ・本業務における担当予定技術者の人数 (様式 B 3)
- ・事務所の業務実績等 (様式 B 4-1)
- ・事務所の参加資格に係る業務実績 (様式 B 4-2)
- ・業務の実施方針 (様式 B 5)
- ・課題に対する提案 (様式 B 6)

ウ 質問書 (様式 C 1)

③ **別紙** 輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託プロポーザル概要

④ 輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想（詳細版）及び（概要版）

(2) 交付資料等の閲覧期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 10 日（火）17 時 00 分まで

(3) 交付資料等の閲覧方法

下記URLより本業務の交付資料をダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/proposal/r08wajimajinzai.html>

(4) 参考資料の貸出し

⑤ 技術提案書の作成にあたり、輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託仕様書（案）を別途貸出し可とする。なお、貸出した資料は技術提案書の作成のみに用いるものとし、審査委員会終了後に速やかに返却すること。また、この参考資料の内容の全てについて、他者にその内容を漏らしてはならない。

⑥ 参考資料の貸出しにあたっては、5（2）に定める期間、1（4）に定める場所で紙にて配布を行う。

## 6 手続き等

(1) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 本プロポーザルに参加する意志がある者は、参加表明書（様式A 1－1～様式A 3のうち、業務体系に応じ必要なもの）を提出しなければならない。参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出できない。
  - ② 提出期限 令和 8年 2月10日（火）17時00分（必着）
  - ③ 提出方法 1（4）担当部局に提出する旨を電話にて連絡した上で、電子メールにより提出すること。なお、電話連絡は、県の休日を除く、8時30分から17時00分までとする。電子メールの件名は「輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計に係る参加表明書（会社名）」とすること。

## (2) 参加者の資格要件の確認

提出された資料を審査のうえ、プロポーザル参加者の資格要件の適合否を決定する。

資格要件の確認結果は、令和 8年 2月 16 日（月）までに電子メールで行う。

### (3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）17 時 00 分（必着）
  - ② 提出場所 1 (4) 担当部局に同じ
  - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）あわせて、1 (4) 担当部局に提出する旨を電話にて連絡した上で、電子メールにより提出すること。なお、電話連絡は、県の休日を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。電子メールの件名は「輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計に係る技術提案書（会社名）」とすること。
  - ④ 提出部数 様式 B 1 から B 5 まで： 2 部  
                          様式 B 6 : 1 2 部

#### (4) プрезентーションの実施

- ① 日 時 令和 8年 3月下旬を予定  
② 場 所 別途指示

(5) 以下の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

- ① 上記（1）～（3）の条件に適合していないもの
  - ② 本書及び技術提案書等作成要領等に示された条件に適合しないもの
  - ③ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていないもの
  - ④ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項以外の内容が記載されているもの
  - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑦ 本プロポーザルにおいて、審査の公平性を害する行為を行ったもの。特に、公示日から審査委員会において設計候補者を選定するまでの間に、委員に事前説明その他の接触を行ったもの

## (6) その他

要求する内容以外の書類、図面等については受理しない。

## 7 質問及び回答について

### (1) 質問の提出

質問書（様式C1）に質問内容を記入し、1（4）担当部局に提出する旨を電話にて連絡した上で、電子メールにより提出すること。なお、電話連絡は、県の休日を除く、8時30分から17時00分までとする。電子メールの件名は「輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計に係る質問書（会社名）」とすること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

## (2) 質問の受付期間

公示日から令和 8年 2月10日(火) 17時00分(必着)

### (3) 回答

回答は、参加表明書の提出があった全事業者あてに、令和8年2月19日（木）までに、電子メールで行う。

## 8 現地説明について

建設予定地での現地説明は行わない。また、建設予定地への立入りは禁止する。

## 9 参加表明書、技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書等作成要領による。

(2) 条件等詳細は、別紙「輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託プロポーザル概要」に定める。

## 10 経費の負担

参加表明書及びその他本プロポーザルの参加に関し要する経費は参加者の負担とし、参加報酬は支払わない。

## 11 その他

### (1) 受注資格の喪失

本業務の設計者又は当該設計者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者が、製造業及び建設業を営む者と関連を有する場合、当該製造業及び建設業を営む者は、本業務に関するすべての建設業務（設計・コンサルティング業務及び建設工事）の受注資格を失う。

### (2) その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 契約書の作成をする。
- ③ 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定については、未定である。
- ④ 基本設計委託業務の参考業務規模は、3,000万円程度（消費税含む）を想定している。
- ⑤ 提出された技術提案書等は返却の希望のある者についてのみ返送する。
- ⑥ 提出された技術提案書等については、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑦ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑧ 総括責任者等は、特別の理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- ⑨ 本プロポーザルは、設計に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものである。したがって、実際の設計段階においては、提案されたアイデアを尊重することとしているが、変更等を行うことがある。
- ⑩ 個人情報は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。